

新サッカースタジアム整備方針案策定支援業務委託における 簡易公募型プロポーザルの手続開始に係る公告

令和8年10月1日

関係者 各位

青森県知事 宮下 宗一郎

次のとおり、簡易公募型プロポーザル手続を開始するので公告する。

1 業務概要

(1) 業務名

新サッカースタジアム整備方針案策定支援業務

(2) 業務場所

青森県庁ほか

(3) 業務目的

ヴァンラーレ八戸では、J2昇格を契機としてクラブと地域の将来像を中長期的な視点で共有・検討する協議体として「ヴァンラーレ八戸 百年構想委員会」を設立し、同委員会において地域の関係者が「地域と描く、アジアの頂への道」を将来ビジョンに、クラブの成長、クラブと地域が共に発展していくという将来像を共有した。

この将来像の実現に向けては、Jリーグスタジアム基準に適合したスタジアムの整備が求められるが、スタジアムを核とした新しいまちづくりを進めていくためには、地域全体で取り組んでいくことが重要となる。

そのため、県、ホームタウンの代表である八戸市、クラブで協議し、三者が役割分担のもと、連携・協力し、新スタジアムを核とした、新たなまちづくりに取り組むことに合意したところである。

本業務は、Jリーグスタジアム基準に適合したスタジアムの整備に向けて、施設のコンセプト、機能、規模、整備手法、スケジュール等、整備計画策定の前提となる諸条件を整理した整備方針案の策定を支援することを目的とする。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日（木）まで

(5) 提案上限額

31,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、1年目（令和8年度）は15,000,000円、2年目（令和9年度）は16,000,000円を限度とする。

2 入札方式等

別添説明書に示す参加表明書及び技術提案書（以下「提案書」という。）をそれぞれ「7 手続等」の方法により提出することによるものとする。

3 提案書の提出者に必要な要件

提案書の提出者は、以下に示す要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。）第3条第2項各号に掲げる業務について、参加資格規則第5条の規定による資格の認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに資格の認定を受けることが見込まれる者を含む。）であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始又は再生手続き開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

オ 日本国内に、本店を有していること。

カ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明者の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、受けていない者であること。

キ 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条の規定による資格の認定を受けた日から契約の締結の時までの間に、ない者であること。

ク 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業

者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

(2) 業務実績に関する要件

地方公共団体が発注する業務で、日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）から２０２６／２０２７シーズンに係るＪ１／Ｊ２クラブライセンスを交付されているチームが使用又は使用予定のスタジアムの新設又は改修に係る計画策定支援業務（整備方針策定支援業務、基本構想策定支援業務のほか基本計画策定支援業務に類似する業務を含む）に過去１０年度（平成２８年度～令和７年度）以内に於いて元請として参画し、全てを誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 業務実施体制に関する要件

本業務従事者の中に、本業務を遂行するための十分な能力と実務経験を持ち、以下の条件のいずれかを満たす者を選任するものとする。

- ・一級建築士
- ・技術士（部門：建設部門（選択科目：都市及び地方計画））

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案書の評価項目、判断基準及び配点は、別添説明書のとおりとし、「実務実施体制」「業務実施計画」「業務実施方針」「提案内容」及び「費用」を評価する。
- (2) 提案書の記載内容において、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

5 ヒアリング

提案書に関するヒアリングの実施については、別途提出者へ通知するものとする。

6 契約に係る見積書の徴取

特定された最優秀提案者を当該業務に係る契約の見積書徴取の相手方とする。

契約は、特定された提案書に基づき、提案の内容から大きく逸脱しない範囲内で協議の上、合意を得られた場合に提案上限額の範囲内で行う。

最優秀提案者と合意が得られない場合は、第二位の者を当該業務に係る契約の見積書徴取の相手方として協議を行う。

7 手続等

(1) 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県交通・地域社会部地域づくり政策課

T E L : 017-734-9147 (直通)

E-mail : chiikizukuri@pref.aomori.lg.jp

(2) 交付期間、場所及び方法

説明書等は令和8年10月1日(木)から令和8年10月8日(木)まで青森県交通・地域社会部地域づくり政策課のホームページで公開することをもって配布とする。

公募ホームページ URL

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kotsu/kotsurenkei/footballstadium_hachinohe_proposal.html

(3) 交付資料

資料1 説明書

資料2 新サッカースタジアム整備方針案策定支援業務仕様書

(4) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年10月8日(木) 17時

提出場所：7(1)に同じ

提出方法：持参又は郵送(提出期限必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。)により正本1部を提出すること。

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年10月22日(木) 17時

提出場所：7(1)に同じ

提出方法：持参又は郵送(提出期限必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。)により正本1部と副本6部提出すること。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、単位は日本の標準時及び計量法による。

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第159条第1項各号のいずれかに

該当する場合は、その納付を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。